

○ 要望等の件数について（平成30年度）

平成30年度における要望等の件数は、次のとおりです。また、要望等のうち、不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等の内容及び講じた措置は、(2)のとおりです。

(1) 要望等の件数

(単位：件)

要望者別 類型	件 数				計
	個人	公職者	非営利の団体	事業者等	
道路・公園等関連	1,243	332	297	117	1,989
文化・市民生活関連	1,199	1	113	44	1,357
消防関連	1,161	11	7	51	1,230
保健福祉関連	321	1	121	18	461
教育関連	155	68	95	34	352
総務等関連	258	10	23	6	297
交通関連	162	0	123	2	287
住宅・まちづくり関連	179	1	56	5	241
子育て関連	141	3	10	5	159
産業観光関連	104	0	32	9	145
ごみ処理・リサイクル等関連	108	0	6	5	119
環境保全関連	39	0	1	0	40
上下水道関連	19	0	7	1	27
税務・財務関連	16	0	0	0	16
合 計	5,105	427	891	297	6,720

(注) 要望等の件数については、以下のものを除いています。

- (1) 書面により提出された要望等のうち、申請としてなされたもの（住民票の交付申請等）
- (2) 公職者（本市並びに国及び他都市等の議員等，国及び他都市等の職員）からの資料要求
- (3) 市会議員から本会議及び委員会で作られた要望等（会派要望を含む。）

(2) 不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等の内容及び講じた措置

年月	事案の概要	講じた措置内容等
平成 30 年 8 月	<p>要望者は、以前から度々電話にて、近隣で実施していた駐車場棟新築工事の工事音が耐えられないため、「日中は工事音を出さないか、工事を止めてほしい。」と訴えていた。所属は、その都度、騒音対策について説明し、理解を求めるとともに、音の出る工事の前にビラを入れるなどの対応を行ってきた。</p> <p>平成 30 年 8 月、要望者から電話があり、「自宅に来て直接騒音を聞いてほしい。」との要望があったため、職員 2 名で要望者宅を訪問し、騒音対策について説明し理解を求めていたところ、要望者が突然包丁を取り出して一瞬職員に向けた後、自らの腹部に刃先を当てて、強い口調で「工事を止めないと自傷する。」旨の発言があった。「警察官を呼んでほしい。」との発言もあったが、実際に警察に通報しようとする、「自分で呼ぶから帰ってくれ。」と言って職員を追い出した。</p>	<p>事案発生後、速やかに警察に報告した。</p> <p>また、事案発生以降は、要望者宅へは訪問せずに電話対応のみとすること、脅迫行為があれば警察に連絡することとした。</p>
平成 30 年 8 月	<p>要望者は複数年にわたり固定資産税を滞納していたため、税務センターから納税を求めてきたが、要望者は、「隣宅が違法建築であり、数十年にわたり違法建築を解消するよう求めているが一向に改善されない。違法建築が改善されないのは行政の怠慢であり、改善されない限り固定資産税を払わない。」旨の主張を繰り返し、大声をあげる等の行為を度々行ってきた。</p> <p>これに対し、「違法建築が是正されないことと固定資産税を支払わなければならないことは別の話であり、それぞれの担当部署と話をすること。」と要望者に説明してきたが、それを聞き入れず、庁舎内での居座り等を続けてきた。</p> <p>このような中、平成 30 年 8 月に、同様の主張を繰り返し、5 時間程度庁舎内に居座ったため、警察に通報し、駆け付けた警察官の説得等により退去した。</p> <p>しかしながら、その翌日に再度来庁し、同様の主張をし、5 時間程度居座り続けたため、要望者に退去を求めたところ、職員に対し、体当たり等の行為に及んだ。</p>	<p>警察へ通報した。要望者は公務執行妨害で現行犯逮捕された。</p>

年月	事案の概要	講じた措置内容等
平成 30 年 8 月	<p>本市職員が要望者宅を訪問した際に、以前に生活保護を受けていた要望者が、生活困窮状態にもかかわらず生活保護申請を拒否していることを把握し、所属に情報提供があった。</p> <p>後日、職員 2 名が要望者宅を訪問したが、要望者は「土下座して謝罪しろ。」「お前たちは殺す。」と言い手元の瓦を投げつけたため、速やかに帰庁した。翌日、訪問時の状況等を踏まえ、所属は職権による生活保護開始を決定し、通知書等を送付した。</p> <p>後日、要望者はこれまでに振り込んだ生活保護費の一部を所属に持参し、「前回保護受給時の収入認定が誤りであることを認めなければ保護費は受領しない。今すぐ領収書を発行しろ。」と主張した。</p> <p>これに対し、所属から、領収書は発行できないこと、及び、保護費は要望者のものである旨を説明したが、要望者は納得せず「明日までに用意しておけ。」と言い退去した。その約 30 分後に再度来庁し、同様の主張を大声で繰り返したため、職員 7 名で要望者を別室に案内して対応したが、大声で「謝罪しなければ保護費は受け取れない。」等の主張を繰り返すとともに、バイクのキーを振り回す、激昂して机を引っ繰り返そうとする等の行為に及んだ。</p>	<p>警察へ通報した。警察官が訪れた際には、要望者は既に立ち去った後であったが所属から同警察官に対し、暴力的な行為について説明のうえ、今後の協力を依頼した。</p>
平成 30 年 10 月	<p>要望者が軽トラックでクリーンセンターの市民持込ごみの受付入口を訪れた際に、廃棄物の不適正物の搬入調査のため、職員が事情を聴取したところ、要望者が一般廃棄物収集運搬業の許可を有していないにもかかわらず、他人の廃棄物を持ち込もうとしたことを認めたため、職員がさらに事情を聴取しようとしたところ、軽トラックから降車し、同職員の左脇腹を拳で殴打し押し迫った。</p>	<p>警察へ通報した。その後、激昂した要望者は、車内から工具を持ち出し、隣にいた別の職員に対し、「刺し殺したる。」などの暴言を吐いた。また、通報を受けて到着した警察官に対しても暴言を吐き、指示に従わなかったため、暴力行為等の容疑で現行犯逮捕された。</p>

年月	事案の概要	講じた措置内容等
平成30年12月	<p>要望者は、過去に市長に対する退職手当及び期末手当の支出に関する住民監査請求を行ったが、監査結果は棄却（一部については、却下）であった。監査結果に不服があるときは、住民訴訟を提起することができることを職員から伝えたにもかかわらず、要望者は、住民訴訟を提起せず、執拗に電話等で、「監査結果に対し不服があり、修正せよ。」、「常勤の監査委員に会わせろ。」等の主張を繰り返してきた。</p> <p>平成30年12月、要望者は、自身の主張が受け入れられないことから、電話口で職員に対し、「こんなことをやっているとお前のお父さんお母さんに会えなくなるぞ。」と大声で恫喝した。</p>	<p>警察へ相談し、今後、要望者が来庁し、同様の行為に及んだ場合には、連携して対応することを確認した。</p>

※ 平成30年度に受けた不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等は7件ありましたが、うち2件は、係争中のため公表しておりません。